

別紙

支給対象者一覧

支給対象者は次の①～③に分けられる。

- ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金(遺族年金や障害年金等)を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当を受給できない者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準まで下がった者

		①の対象者	②の対象者	③の対象者
基本給付	支給額	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算		
	申請	不要	要	
	収入判定年	平成30年中		令和2年2月以降の任意の1か月を年間換算(×12)
	支給時期	8月中	9月以降速やかに	
追加給付	支給額	1世帯5万円(一律)		
	申請	要		
	収入判定年	令和2年2月以降の任意の1か月を年間換算(×12)		—
	支給時期	9月以降速やかに		

支給対象者②

児童扶養手当制度では、遺族年金や障害年金を受給しているひとり親等は、その年金額が手当額以上だと、収入水準が限度額未満であっても手当を受給できない制度となっている。

児童の人数	児童扶養手当額(年額)	遺族基礎年金(障害基礎年金(2級)も同額)
1人	517,920円	1,006,600円
2人	640,200円	1,231,500円
3人	713,520円	1,306,500円
⋮	⋮	⋮

今回の給付金では、上記により手当を受給していないひとり親等が、平成30年中の収入が下表の収入限度額未満の場合は、基本給付を受給できる。

支給対象者③

コロナウイルス感染症の影響で、収入が下がったひとり親。受給者本人でなく、同居する扶養義務者の収入が下がった場合も対象となる。

令和2年2月以降で収入が下がった任意の月の収入を×12(年間換算)して、下表の収入限度額未満になっていれば支給の対象となる。(扶養義務者がいる場合、同様に限度額未満の収入であること。)

追加給付の対象者

支給対象者①、②のうち、支給対象者③と同様の条件を満たす者が対象となる。

【共通】給付金の収入限度額表

申請時点の扶養人数	収入限度額	
	児童の父または母	養育者または同居の扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円

※以下1人増えるごとに475,000円を加算

※この収入には、通常は非課税である公的年金等(遺族年金や障害年金)も含む(通常の児童扶養手当の判定では含まない)。